処 分 名	福祉用具購入費の支給	
処分の概要	申請に基づき、特定福祉用具、特定介護予防福祉用具購入費を支給する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条 項	第44条第1項, 56条第1項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		45日
標準処理期間		計 45日

松山市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給要綱第6条を基準とする。

【根拠法令等】

審查基準

介護保険法

第44条第1項 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から 当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居 宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

第2項 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

第56条第1項 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。

第2項 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

介護保険法施行規則

第70条第1項 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

第89条第1項 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

松山市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給要綱(密本)

第6条 市長は、前条の申請に基づき受給資格の確認を行い、申請に係る福祉用具が特定福祉用具であり年度内に同一の福祉用具を購入していないことの確認及び年度内の保険給付実績の給付上限を超えていないことを審査するものとする。

